



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- |     |                              |               |       |   |
|-----|------------------------------|---------------|-------|---|
| *52 | 紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例         | (税務課)         | ..... | 2 |
| *53 | 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例      | (青少年・男女共同参画課) | ..... | 3 |
| *54 | 和歌山県未成年者喫煙防止条例の一部を改正する条例     | ( " )         | ..... | 4 |
| *55 | 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (建築住宅課)       | ..... | 6 |
| *56 | 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例     | (財政課)         | ..... | 6 |

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

紀の国森づくり税について、県民税の均等割の税率の特例措置の適用期間を延長するとともに、所要の改正等を行いました。(第2条、第3条及び附則第1項～第3項関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第3条第1項の改正規定(「各事業年度若しくは各連結事業年度」を「各事業年度」に、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める部分に限る。)並びに附則第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から施行します。

#### ◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

民法の一部改正に伴い、青少年の定義を改めることとしました。(第8条関係)

##### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

#### ◇ 和歌山県未成年者喫煙防止条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

民法及び未成年者喫煙禁止法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第1条～第3条及び第5条～第14条関係)

##### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

#### ◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとしました。(第2条関係)

##### 2 施行期日

令和4年2月20日から施行します。

#### ◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可の申請に

対する審査等に係る手数料の額を定めるとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額の改定を行い、住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。（別表第2第32項及び別表第3第13項関係）

2 施行期日

別表第3第13項の改正規定は令和4年2月20日から、別表第2第32項の改正規定は同年3月15日から施行します。

条 例

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 平成19年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第25条の規定にかかわらず、同条に定める額に紀の国森づくり税として500円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）を開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る県税条例第32条第1項の法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、紀の国森づくり税として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略</p> <p>(読替規定) 2 略</p> <p>3 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第25条」とあるのは「<u>県税条例第25条及び同条例附則第6項の9</u>」と、「同条に定める額」とあるのは「<u>同項に定める額</u>」とする。</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 平成19年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第25条の規定にかかわらず、同条に定める額に紀の国森づくり税として500円を加算した額とする。</p> <p>(法人等の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成19年4月1日から平成34年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る県税条例第32条第1項の法人等の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、紀の国森づくり税として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成26年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第2条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第25条</u>」とあるのは「<u>県税条例第25条及び同条例附則第6項の9</u>」と、「同条に定める額」とあるのは「<u>同項に定める額</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「各事業年度若しくは各連結事業年度」を「各事業年度」に、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 前項ただし書に規定する規定による改正後の紀の国森づくり税条例第3条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1項ただし書に規定する規定による改正前の紀の国森づくり税条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第8条 この章以下において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者をいう。  (2)～(12) 略</p>	<p>（定義） 第8条 この章以下において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳に達するまでの者（<u>法律の規定により成年に達したものとみなされる者を除く。</u>）をいう。 (2)～(12) 略</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者に対するこの条例による改正後の和歌山県青少年健全育成条例の規定の適用については、同条例第8条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「民法改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により婚姻の時に成年に達したものとみなすこととされた、民法改正法の施行日前に当該婚姻をし民法改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号。次号において「旧民法」という。）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者
- (2) その婚姻について民法改正法附則第3条第3項の規定により旧民法第753条の規定がなおその効力を有することとされる民法改正法附則第3条第2項の規定による婚姻をした者

和歌山県未成年者喫煙防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

和歌山県未成年者喫煙防止条例の一部を改正する条例

和歌山県未成年者喫煙防止条例（平成20年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例</u></p>	<p><u>和歌山県未成年者喫煙防止条例</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>20歳未満の者の喫煙の防止</u>に関し、県、保護者、販売業者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、<u>県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、20歳未満の者の喫煙を防止するための社会環境の整備を図り、もって20歳未満の者の健康の保護及び健全な育成に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 販売業者 <u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 事業者 <u>20歳未満の者</u>を雇用する者をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、<u>20歳未満の者の喫煙を防止するための社会環境の整備に関する総合的な施策を実施するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（販売業者の責務）</p> <p>第5条 販売業者は、<u>20歳未満の者の喫煙を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的</u>に取り組まなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>未成年者の喫煙の防止</u>に関し、県、保護者、販売業者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、<u>県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、未成年者の喫煙を防止するための社会環境の整備を図り、もって未成年者の健康の保護及び健全な育成に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 販売業者 <u>未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 事業者 <u>未成年者</u>を雇用する者をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、<u>未成年者の喫煙を防止するための社会環境の整備に関する総合的な施策を実施するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（販売業者の責務）</p> <p>第5条 販売業者は、<u>未成年者の喫煙を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的</u>に取り組まなければならない。</p>

## 2 略

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その雇用する20歳未満の者の喫煙を防止し、及びその雇用する20歳未満の者を受動喫煙から保護するよう努めなければならない。

## 2 略

（県民の責務）

第7条 県民は、20歳未満の者の喫煙を防止し、及び20歳未満の者を受動喫煙から保護するよう努めなければならない。

## 2 略

（喫煙の防止に関する教育等への協力）

第8条 知事は、学校において、その児童、生徒及び学生等が喫煙の影響に関する正しい理解を深めることができるよう、必要な情報を提供する等20歳未満の者の喫煙の防止に関する教育の充実に協力するものとする。

2 知事は、事業者の雇用する20歳未満の者が喫煙の影響に関する正しい理解を深めることができるよう、事業者の求めに応じ、必要な情報を提供する等20歳未満の者の喫煙の防止に関する取組に協力するものとする。

（購入希望者の年齢確認）

第9条 販売業者は、たばこを購入しようとする者（以下「購入希望者」という。）が20歳に達していることが明らかである場合を除き、その者の年齢を確認するために必要な書類で規則で定めるものの提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

## 2 略

（自動販売機における購入希望者が20歳に達していることの識別）

第10条 販売業者は、自動販売機によりたばこを販売するときは購入希望者が20歳に達していることを識別するのに必要な機能を有する自動販売機によることとし、20歳未満の者がたばこを購入できないようにしなければならない。

2 何人も、前項の自動販売機から購入する際に必要となるカード等を20歳未満の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

（購入依頼の禁止）

第11条 何人も、20歳未満の者の喫煙を助長することがないように、20歳未満の者に対し、たばこの購入を依頼してはならない。

（学校敷地内等の喫煙の禁止）

第12条 知事は、20歳未満の者の健康の保護及び健全な育成を図るため、学校及び児童福祉施設の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を求めるものとする。

（報告聴取）

第13条 知事は、第9条第1項及び第10条第1項の規定の施行に必要な限度において、販売業者に対し、購入希望者の年齢確認その他の20歳未満の者の喫煙を防止するための措置状況に関する報告を求めることができる。

（立入調査）

第14条 知事は、第9条第1項及び第10条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の店舗その他の場所に立ち入り、購入希望者の年齢確認その他の20歳未満の者の喫煙を防止するための措置状況に関し、設備、帳簿書類その他の物件を調査させることができ

## 2 略

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その雇用する未成年者の喫煙を防止し、及びその雇用する未成年者を受動喫煙から保護するよう努めなければならない。

## 2 略

（県民の責務）

第7条 県民は、未成年者の喫煙を防止し、及び未成年者を受動喫煙から保護するよう努めなければならない。

## 2 略

（喫煙の防止に関する教育等への協力）

第8条 知事は、学校において、その児童、生徒及び学生等が喫煙の影響に関する正しい理解を深めることができるよう、必要な情報を提供する等未成年者の喫煙の防止に関する教育の充実に協力するものとする。

2 知事は、事業者の雇用する未成年者が喫煙の影響に関する正しい理解を深めることができるよう、事業者の求めに応じ、必要な情報を提供する等未成年者の喫煙の防止に関する取組に協力するものとする。

（購入希望者の年齢確認）

第9条 販売業者は、たばこを購入しようとする者（以下「購入希望者」という。）が成年に達していることが明らかである場合を除き、その者の年齢を確認するために必要な書類で規則で定めるものの提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

## 2 略

（自動販売機における購入希望者の成年識別）

第10条 販売業者は、自動販売機によりたばこを販売するときは購入希望者が成年に達していることを識別するのに必要な機能を有する自動販売機によることとし、未成年者がたばこを購入できないようにしなければならない。

2 何人も、前項の自動販売機から購入する際に必要となるカード等を未成年者に譲渡し、又は貸与してはならない。

（購入依頼の禁止）

第11条 何人も、未成年者の喫煙を助長することがないように、未成年者に対し、たばこの購入を依頼してはならない。

（学校敷地内等の喫煙の禁止）

第12条 知事は、未成年者の健康の保護及び健全な育成を図るため、学校及び児童福祉施設の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を求めるものとする。

（報告聴取）

第13条 知事は、第9条第1項及び第10条第1項の規定の施行に必要な限度において、販売業者に対し、購入希望者の年齢確認その他の未成年者の喫煙を防止するための措置状況に関する報告を求めることができる。

（立入調査）

第14条 知事は、第9条第1項及び第10条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の店舗その他の場所に立ち入り、購入希望者の年齢確認その他の未成年者の喫煙を防止するための措置状況に関し、設備、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

る。 2・3 略	2・3 略
-------------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>73 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>74 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u></td> <td><u>各市町村（和歌山市を除く。）</u></td> </tr> </table>	事務	市町村	略		73 略	略	<u>74 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	<u>各市町村（和歌山市を除く。）</u>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>73 略</td> <td>略</td> </tr> </table>	事務	市町村	略		73 略	略
事務	市町村														
略															
73 略	略														
<u>74 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	<u>各市町村（和歌山市を除く。）</u>														
事務	市町村														
略															
73 略	略														

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第56号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～31 略 <u>32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第</u></p>	<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～31 略 32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第</p>

6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査  
ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

ウ その他の者に対する許可の申請に係る審査 1件につき 10,500円(当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)

(2) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 1件につき 3,900円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)

(3)・(4) 略

(5) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査

ア 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 1件につき 7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 1件につき 7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査  
ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

イ その他の者に対する許可の申請に係る審査 1件につき 10,500円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)

(2) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 1件につき 3,900円(当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)

(3)・(4) 略

(5) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査

ア 新たな許可証の交付を伴う場合 1件につき 7,200円(当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

ウ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

(6)・(7) 略

(8) 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催  
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 1件につき 3,000円

イ その他の者に対する講習会 1件につき 6,900円

(9)~(16) 略

(17) 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 1件につき 9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)

(18)~(20) 略

33~36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1~12 略

13 土木関係事務

(1)~(10) 略

(11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査

(7) 法第6条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 建築しようとする住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号において同じ。)が一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この号において「規則」という。)第4条第1項第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この号において同じ。)

イ 新たな許可証の交付を伴わない場合 1件につき 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

(6)・(7) 略

(8)~(15) 略

(16)~(18) 略

33~36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1~12 略

13 土木関係事務

(1)~(10) 略

(11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査

(7) 法第6条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 建築しようとする住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号において同じ。)が一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1項第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この号において同じ。)である場合の手数料の額は、申請に係る



)である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表のとおりとする。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	47,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	13,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	60,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	15,000円
	200平方メートルを超えるもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	110,000円
	200平方メートルを超えるもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	23,000円
	増改築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)
	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	19,000円
	100平方メートルを	88,000円

る住宅の戸数1戸につき、次の表のとおりとする。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	49,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	7,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	17,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	62,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	9,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	21,000円
	200平方メートルを超えるもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	115,000円
	200平方メートルを超えるもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	14,000円
	200平方メートルを超えるもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	32,000円
増改築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅でない場合)	略
	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	10,000円
	100平方メートルを	87,000円

超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	23,000円
200平方メートルを超えるもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	160,000円
200平方メートルを超えるもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	34,000円
備考 1・2 略 3 「評価機関確認書等交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条の2第5項に規定するその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書を交付した住宅をいう。	

b 建築しようとする住宅が共同住宅等(規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下この号において同じ。)である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の棟数1棟につき、次の表のとおりとする。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	47,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	13,000円
	100平方メートルを	60,000円

超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅でない場合)	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	12,000円
200平方メートルを超えるもの(評価機関適合証交付住宅でない場合)	159,000円
200平方メートルを超えるもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	19,000円
備考 1・2 略 3 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。 4 「評価機関住宅性能評価書交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅をいう。	

b 建築しようとする住宅が一戸建ての住宅以外の住宅である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該一戸建ての住宅以外の住宅に係る建築物について同時に申請された住宅の戸数の合計数で除して得た額とする。この場合において、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

住宅の別	床面積の合計	金額
新築基準が適用される住宅	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	49,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	7,000円
	100平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	25,000円
	100平方メートルを	62,000円

超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	110,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	23,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	177,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅である場合)	38,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの(評価機関確認書等交付住宅でない場合)	349,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方	63,000円

超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	9,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	35,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	115,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	14,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	62,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	184,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅である場合)	24,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの(評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	100,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの(評価機関適合証交付住宅又は評価機関住宅性能評価書交付住宅でない場合)	363,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方	34,000円

メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合 )	
3,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅でない場合 )	625,000円
3,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合 )	101,000円
5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅でない場合 )	1,074,000 円
5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合 )	155,000円
10,000平方メートル を超え、20,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅でない場合 )	1,987,000 円
10,000平方メートル を超え、20,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合 )	263,000円

メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	
1,000平方メートル を超え、3,000平方 メートル以内のもの (評価機関住宅性能 評価書交付住宅であ る場合)	186,000円
3,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅又は評価機関 住宅性能評価書交付 住宅でない場合)	650,000円
3,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	63,000円
3,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの (評価機関住宅性能 評価書交付住宅であ る場合)	318,000円
5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅又は評価機関 住宅性能評価書交付 住宅でない場合)	1,116,000 円
5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	108,000円
5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの (評価機関住宅性能 評価書交付住宅であ る場合)	489,000円
10,000平方メートル を超え、20,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅又は評価機関 住宅性能評価書交付 住宅でない場合)	2,064,000 円
10,000平方メートル を超え、20,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	177,000円
10,000平方メートル	889,000円

				を 超え、20,000平方 メートル以内のもの (評価機関住宅性能 評価書交付住宅であ る場合)	
	20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅でない場合 )	2,839,000 円		20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅又は評価機関 住宅性能評価書交付 住宅でない場合)	2,948,000 円
	20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合 )	333,000円		20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	217,000円
				20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関住宅性能 評価書交付住宅であ る場合)	1,212,000 円
	30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関確認書等交付住 宅でない場合)	3,477,000 円		30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関適合証交付住宅 又は評価機関住宅性 能評価書交付住宅で ない場合)	3,611,000 円
	30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関確認書等交付住 宅である場合)	378,000円		30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関適合証交付住宅 である場合)	232,000円
				30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関住宅性能評価書 交付住宅である場合 )	1,466,000 円
増改築基 準が適用 される住 宅	100平方メートル以 内のもの(評価機関 確認書等交付住宅で ない場合)	略	増改築基 準が適用 される住 宅	100平方メートル以 内のもの(評価機関 適合証交付住宅でな い場合)	略
	100平方メートル以 内のもの(評価機関 確認書等交付住宅で ある場合)	19,000円		100平方メートル以 内のもの(評価機関 適合証交付住宅であ る場合)	10,000円
	100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの(評 価機関確認書等交付 住宅でない場合)	略		100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの(評 価機関適合証交付住 宅でない場合)	略
	100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの(評 価機関確認書等交付 住宅である場合)	23,000円		100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの(評 価機関適合証交付住 宅である場合)	12,000円
	200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの(評 価機関確認書等交付	165,000円		200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの(評 価機関適合証交付住	164,000円

住宅でない場合)	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅である場合）	<u>34,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅でない場合）	<u>265,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅である場合）	<u>57,000円</u>
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅でない場合）	<u>523,000円</u>
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅である場合）	<u>95,000円</u>
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅でない場合）	<u>937,000円</u>
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅である場合）	<u>152,000円</u>
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅でない場合）	<u>1,611,000円</u>
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅である場合）	<u>232,000円</u>
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関確認書等交付住宅でない場合）	<u>2,980,000円</u>
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	<u>394,000円</u>

宅でない場合)	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	<u>19,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	<u>262,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	<u>34,000円</u>
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	<u>517,000円</u>
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	<u>48,000円</u>
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	<u>924,000円</u>
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	<u>89,000円</u>
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	<u>1,588,000円</u>
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	<u>153,000円</u>
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	<u>2,937,000円</u>
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	<u>251,000円</u>

(評価機関確認書等 交付住宅である場合)	
20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅でない場合)	4,258,000 円
20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関確認書等 交付住宅である場合)	499,000円
30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関確認書等交付住 宅でない場合)	5,216,000 円
30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関確認書等交付住 宅である場合)	567,000円
備考 1・2 略 3 「評価機関確認書等交付住宅」とは、 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5条第1項に規定する登録住宅性能評価 機関が同法第6条の2第5項に規定する その住宅の構造及び設備が長期使用構造 等である旨が記載された確認書又は住宅 性能評価書を交付した住宅をいう。	

- (イ) 法第6条第2項の規定による申出がある場合  
a 略  
b 建築しようとする住宅が共同住宅等である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の棟数1棟につき、第8号ア(7)に定める額に(7) b に定める額を加えて得た額とする。

イ 法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 1件につき  
変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積(床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加えるものとする。)に応じてアに定める額

ウ 法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 1件につき 7,000円

エ 略

(評価機関適合証交 付住宅である場合)	
20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅でない場合)	4,196,000 円
20,000平方メートル を超え、30,000平方 メートル以内のもの (評価機関適合証交 付住宅である場合)	309,000円
30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関適合証交付住宅 でない場合)	5,140,000 円
30,000平方メートル を超えるもの(評価 機関適合証交付住宅 である場合)	329,000円
備考 1・2 略 3 「評価機関適合証交付住宅」とは、住 宅の品質確保の促進等に関する法律第5 条第1項に規定する登録住宅性能評価機 関が法第6条第1項各号(第3号を除く 。)に掲げる基準に適合することを証す る書面を交付した住宅をいう。  4 「評価機関住宅性能評価書交付住宅」 とは、住宅の品質確保の促進等に関する 法律第5条第1項に規定する登録住宅性 能評価機関が同法第6条第1項に規定す る設計住宅性能評価書を交付した住宅を いう。	

- (イ) 法第6条第2項の規定による申出がある場合  
a 略

b 建築しようとする住宅が一戸建ての住宅以外の住宅である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、第8号ア(7)に定める額及び(7) b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額を当該一户建ての住宅以外の住宅に係る建築物について同時に申請された住宅の戸数の合計数で除して得た額とする。この場合において、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

イ 法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 申請に係る住宅の戸数1戸につき 変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積(床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加えるものとする。)

ウ 法第9条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査 1件につき 7,000円

エ 略

<p>オ 法第18条第1項の規定に基づく住宅の 延べ面積の敷地面積に対する割合に關す る特例の許可の申請に対する審査 1件 につき 160,000円 (12)～(16) 略 14～20 略</p>	<p>(12)～(16) 略 14～20 略</p>
--	--------------------------------

附 則

この条例中別表第3第13項の改正規定は令和4年2月20日から、別表第2第32項の改正規定は同年3月15日から施行する。